

令和3年3回定例会
斑鳩町議会会議録

令和3年6月4日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 溝部 真紀子 | 2番 | 齋藤 文夫 |
| 3番 | 中川 靖広 | 4番 | 小城 世督 |
| 5番 | 伴 吉晴 | 6番 | 大森 恒太朗 |
| 7番 | 嶋田 善行 | 8番 | 井上 卓也 |
| 9番 | 横田 敏文 | 10番 | 坂口 徹 |
| 11番 | 濱 真理子 | 12番 | 木澤 正男 |
| 13番 | 奥村 容子 | | |

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 中西 和夫 | 副町長 | 乾 善亮 |
| 教育長 | 山本 雅章 | 総務部長 | 面卷 昭男 |
| 安全安心課長 | 真弓 啓 | 住民課長 | 関口 修 |
| 都市建設部長 | 上田 俊雄 | 会計管理者 | 黒崎 益範 |
| 教育次長 | 栗本 公生 | 教委総務課長 | 松岡 洋右 |
| 生涯学習課参事 | 平田 政彦 | | |

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 13番 奥村議員

1. 「心のバリアフリー」について

(1) 斑鳩町の町立小中学校の「心のバリアフリー」教育を進めるための取り

組みについて。

- (2) 学校での交流及び共同学習や、障がいのある人との交流を行うにあたり、教育委員会の役割について。

2. ドローンの活用について

- (1) 災害時のドローン活用についての町の考えについて。

〔2〕 2番 齋藤議員

1. 大災害への備えについて

- (1) 地域で助け合う仕組み作りで共助を活かす体制づくりについて。
- (2) コロナ禍で3密を避けるため、集会所や民間施設などを避難所として指定する対策について。
- (3) 住居地域に想定浸水深や避難所誘導標識設置について。
- (4) 災害時の車中泊対応について。

2. 史跡中宮寺跡の有効活用について

- (1) 中宮寺跡の発掘調査の状況について。
- (2) 駐車スペースの確保について。
- (3) 桜の植栽について。

〔3〕 12番 木澤議員

1. パートナーシップ制度の導入について

- (1) 多様性を認め合う社会構築の第一歩として、町としてパートナーシップ制度を導入すべきだと考えるが町の見解は。

2. ギガスクール構想におけるタブレット端末の取り扱いについて

- (1) タブレット端末を使用するにあたり、「タブレット端末活用に当たってのルール」を定めたプリントが学校から保護者に配布され、同意書の提出が求められている。これに同意されない家庭があるとお聞きしているが、それによって子どもに不利益が及ぶようなことになってはならないと考えるが、町教育委員会は、その対応についてどのように考えているのか。

〔4〕 11番 濱議員

1. 生活保護についての情報提供について

- (1) 斑鳩町は中和福祉事務所が管轄する町村のひとつであり、町は住民の窓口の業務を担っています。しかし、町のホームページでは生活保護に関しての情報は得られません。斑鳩町的生活保護に対する見解や町民の受給者情報もありません。窓口業務のみではなく、情報を得ることができるよう改善すべきではないですか。
- (2) 生活保護基準額に満たない所得で保護支給資格該当者のうち、実際の受給者は2割という現況について、町はどのように考えますか。
- (3) 生活保護制度への偏見、受給者への偏見差別についてはいかがですか。
- (4) 町が保護申請を積極的に勧めることについての見解はいかがですか。

2. 小中学校トイレの環境の改善について

- (1) 斑鳩町で一番歴史の長い斑鳩小学校では、校舎の増築時にトイレを屋外に独立させて建設されています。教室から通路を経てトイレへ行き来していますが、天候や気候によっては児童の負担が大きいと心配の声があがっています。また、衛生面でも同様です。
- (2) 小中学校トイレの洋式便器の設置率は現在どのぐらいですか。また、今後の計画はどうか。車いすで利用可能なトイレの設置数と利用対象の職員・児童生徒の在籍はいかがですか。
- (3) 斑鳩小学校以外に屋外のトイレのある学校はありますか。また、災害時の避難所となる体育館等のトイレの状況はどうか。
- (4) 建て替えや大掛かりな改修は難しいとしても、環境改善は必要ではないでしょうか。家庭でも保育園・幼稚園でも快適なトイレが当たり前の生活をおくってきた子どもたちが少しでも気持ちよく使用できるようにじっくり取り組むことを求めますがいかがですか。

〔5〕 1番 溝部議員

1. 熱中症対策について

- (1) クーラー使用について。
- (2) 登下校、体育の授業、部活動におけるマスクの着用について。
- (3) 具合が悪くなったときの対応について。

2. 性教育について

- (1) 性教育の幼稚園、学校での取り組み。
 - (2) 性教育の考え方と最大の目的は。
 - (3) 性被害（SNSなど）から子どもたちを守るための取り組みと今後の教育について。
 - (4) 家庭との連携について。
 - (5) 検診の啓発について。
 - (6) 学校内での生理用品の配布について。
3. 消防団員の処遇等について
- (1) 消防団員の確保のためには、報酬等の改善のほか、社会的評価の向上や広報のあり方など取り組むべき課題について。

[6] 4番 小城議員

- 1. 町立の小・中学校、幼稚園、保育園の水道について
 - (1) 感染症対策等、現状で行っていること。
 - (2) 自動に変更するなどの計画について。
- 2. 小・中学校で体育の授業の際のマスク着用について
 - (1) 現状の指導方法について。
 - (2) マニュアルについて。
- 3. コミュニティバスの現状について
 - (1) 王寺駅乗り入れが開始し、1年が経ちましたが利用状況等。（実利用者人数など）
 - (2) 法隆寺駅を利用する方や大和小泉駅を利用することが多い住民に対しての補助等。
 - (3) 今後の延伸等について。
- 4. ヤングケアラーについて
 - (1) 町におけるヤングケアラーの実態調査に関して。
 - (2) 家事や子育ての支援等必要に応じた対応策について。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

最初に、心のバリアフリーについてです。交通バリアフリー法が2000年に実現をして今年で21年になります。鉄道の駅などにエレベーターやエスカレーターの設置を促進をした交通バリアフリー法は、病院や百貨店といった公共性の高い施設のバリアフリー化を進めるハートビル法と、2006年に統合され現在のバリアフリー法となり、町全体のバリアフリーを促進をしてまいりました。

斑鳩町では、斑鳩町バリアフリー基本構想が平成30年3月に策定をされ、次いで特定事業計画が平成31年3月に策定をされております。2021年、令和3年4月1日に改正バリア法が全面施行されました。これには、交通事業者にスロープ板の適切な操作やエレベーター障害者用のトイレの設置などを義務づけるほか、学校と連携をして心のバリアフリーの教育を進めるなど、ハードに加えソフト面の対策を強化し、さまざまな人々が全て分け隔てなく暮らしていくことができる社会、支える人と支えを受ける人々に分かれることなくともに支え合い、さまざまな人々の能力が発揮をされている活力ある社会、真の共生社会の実現を掲げ、バリアフリー施策の充実に取り組むことが盛り込まれております。また、バリアフリー化を義務づける建物の対象には公立小・中学校を追加し、校舎を新築する際にスロープやエレベーター、障害者用トイレなどの設置を義務化、既存の校舎についても文部科学省は整備を進める方針です。このほか、改正法には、学校における心のバリアフリーの教育や啓発事業を国が支援することが盛り込まれております。

ひとつ目に、斑鳩町の町立小・中学校では心のバリアフリーの教育を進めるため、どのような取り組みをされておられますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） おはようございます。心のバリアフリー教育についてのご質問でございます。心のバリアフリーとは障害者や高齢者に対しまして、心の中にある見えない壁、心のバリアをなくして一人ひとりが多様な人を思いやり行動を起こすこととでございます。学校における心のバリアフリーの教育を展開するための具体的施策として、各学校において障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう文部科学省及び厚生労働省が中心となり、心のバリアフリー学習推進会議が設置をされ、学校における心のバリアフリーの教育を推進するため、交流及び共同学習の推進や関係者によるネットワーク形成に関する方策について検討されたところでございます。

町立小・中学校では、各校で定めております教育課程におきまして障害者への理解に関する取り組みを実施しているところであり、主な取り組みといたしましては教職員が定期的に障害者理解の研修を実施しており、特別支援学級担任から児童の実態の報告を受け、児童の特性や対応の留意点について情報交換を行い、研修以外でも必要に応じて情報の共有を図っているところでございます。

また、虹の家などの障害者福祉施設や斑鳩町社会福祉協議会の協力を得て、体育館内で段差等の障害物を設け、児童生徒が車いすに乗る人、押す人、交代で車いすを体験することで、車いすに乗っておられる方に安心して生活することができる声のかけ方を学ぶ車いす体験、また、点字を書く道具を使用して実際に点字を作成したり、点字を読むことを体験する点字学習、児童生徒2人1組でアイマスクを着用した介助される人と介助する人に分かれ階段を乗り降りする体験を通して、介助される人への関わり方を学ぶブラインド体験などの体験学習を行い、地域で暮らす障害者の方々とのふれあいを通して心を耕す活動を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。児童生徒の皆さんにさまざまな体験活動やふれあいを通じて心のバリアフリー教育を進めていただいております。

二つ目に、学校において交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うにあたり、教育委員会の役割について質問させていただきます。

地域の障害者施設を訪問し、施設の役割や事業の内容を学び施設利用者との交流や介護体験を行ったり、障害のあるアスリートや芸術家との交流会を学校で開催をし、講演や体験活動などを行うなど、このような経験が将来の進学や職業の選択につながった児童生徒もいるなど与える影響は大きいものがあるとのこととでございます。

学校では、このような取り組みを実施したいと考えていても地域とのつながりがなけ

れば難しいかもしれませんが。教育委員会において、町内などのさまざまな部門と連携をとっていただき、その情報を学校と共有していくことが大事であり、教育委員会の果たす役割が大変大きいと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 小・中学校等が行う障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等の交流及び共同学習につきましては、障害のある児童生徒等にとりましても障害のない児童生徒等にとりましても、経験を深め社会性を養い豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものであり、学校、児童生徒、保護者、教育委員会や福祉部局等の関係者が取り組みの意義、目的等について十分に理解することが重要でございます。

町立小・中学校におきまして、交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うにあたりましては、教職員の交流及び共同学習に対する意識をより一層向上させるため、教職員が障害者理解に関する教育講演会に参加するなど、さまざまな研修の機会を設けることとし、また、これら研修を通して関係団体等と教職員との交流により相互理解を深めることが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、福祉部局や福祉関係団体、民間団体との連携を図るとともに、学校からの提案や保護者のニーズを反映した企画が不可欠であると考えており、先進地事例の調査や情報収集にも努めてまいります。

また、このように積極的な社会的ネットワークを形成していくことによって、地域全体で心のバリアフリーを実現する体制の構築にもつながっていくものと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。学校において交流及び共同学習や障害のある人やアスリート、芸術家などの方たちとの交流を行うことは子どもたちの心のバリアフリーを育むだけでなく、子どもたちを通してその保護者や活動に関わる関係者の障害者に対する理解を深め、社会全体の意識を変えることまでつながっていくと確信をいたしております。コロナ禍の中で、なかなか思うに任せないことが多々あると思えますけれども、未来に向けて取り組んでいただきますようによろしく願いをいたします。

次に、災害時のドローンの活用について、お伺いをいたします。

近年、ドローンは技術の進歩とともに社会インフラの点検、空撮、測量、農薬散布等、さまざまな分野で活用されるようになりました。遠隔操作で目的地まで飛行し精度の高

い映像を撮ることができる性能があることから、災害現場での調査にも活用されています。その事例として、2016年、熊本地震において山岳部の土砂崩れ、地割れで車両が道路の通行ができない中、ドローンにより被害状況を撮影し被害の状況確認に役立ちました。また、翌年の2017年7月、九州北部豪雨や秋田豪雨災害において緊急災害対策派遣隊が派遣をされ、被害状況の把握にドローンが活用され、被害箇所の調査はすみやかに概要を把握する必要があるため、二次災害の危険性も伴うことから、ドローンによる調査が効果的と報告をされました。このことからドローンによる調査は、迅速な状況把握及び被災地での安全確保に有効であることが確認をされました。

これらのことから災害時のドローンの有効性に注目し、自治体などにおいて災害時のドローンを活用した被災状況調査に関する協定を締結する事例が増えております。

埼玉県東松山市、小川町、滑川町が、災害時にドローンで被災現場の撮影による状況把握を行うための協定を締結しており、災害時の迅速な対応が期待をされております。

そこで、お伺いをいたします。斑鳩町として、災害時のドローンの活用についてはいかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 災害時の無人航空機の一つであるドローンの活用に関するご質問でございます。ドローンにつきましては、質問者もおっしゃいましたようにさまざまな自然災害時などにおいて、道路の被災状況等の被害状況を収集する手段のひとつとして注目をされています。その導入活用にあたっては、機材の選定や調達、操縦者の確保や養成また訓練、そして、機材等の維持更新にかかるコストなどさまざまな課題もございます。奈良県内では、令和2年度末現在で奈良県広域消防組合で3台を保有されており、高性能ズームカメラ、赤外線カメラを装備し、火災現場や山岳救助、水難救助そして交通救助などの現場で活用されております。こうしたことから現段階といたしましては、奈良県広域消防組合の活用状況を見る中で、他の自治体の活用事例などの動向にも注視し、研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。ドローンを活用する場合の課題はさまざまにあります。ひとつ目には、ドローン飛行する場合の航空法や規制の確認、災害時緊急を要する場合、協定を結んでいても災害時の道路等の状況でドローンを操作できる人が駆けつけられないことも考えられます。自治体職員が免許を取るための費用や時間の捻出が必要です。部署の異動の可能性もあります。ドローンの性能は時々刻々と変化

し向上しているため、自治体で保有していても倉庫に入ったままになってしまうという可能性もあります。しかし、実際に大規模災害が起きたとき、土砂崩れ、道路の寸断、被災の状況把握等、一刻を争う判断をしなければなりません。混乱する現場で被災現場の状況をいち早く知るために、ドローンを飛ばす必要があるときに、誰が飛ばすのか。職員さんなのか、消防団の方なのか、業者さんなのか、県の広域消防組合にお任せするのかなど、さまざまな可能性を今後、検討して研究していただきたいと要望いたしました。私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ひとつ目は、大災害への備えについて質問します。

気象庁によりますと、稲むらの火で知られる江戸時代後期に発生しました安政東海地震から90年後の昭和19年に、熊野灘でマグニチュード7.9の東南海地震が発生しています。その昭和19年に発生した地震からすでに70年以上経過しているのです。今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震が70から80%の確立で発生すると発表されています。

また、斑鳩町周辺には最大震度7を引き起こすと想定される内陸型地震である大和川断層帯、あやめ池撓曲松尾山断層、生駒断層帯、中央構造線断層帯、奈良盆地東縁断層帯があり、地震が発生した場合、斑鳩町でも多くの死者や負傷者、住宅の損壊が想定されています。また、温暖化により、いつどこで集中豪雨が発生するかわからない状況があります。斑鳩町でも、大和川、富雄川、三代川、竜田川などの氾濫の危険があります。地震や水害などの大災害の中で道路も寸断され家屋が倒壊し火災も発生し、消防などの公助はすぐには救助に出動することが難しいと思われまます。行政職員も被災しておりますので、地域に十分な支援は難しいと思われまます。まず、地域の方がお互いに助け合わなければなりません。

ひとつ目の質問です。共助の体制づくりについてお尋ねします。5年前、熊本地震で大きな被害を受けた熊本県益城町の西村町長は、250人いた町職員の6割が避難所運営にあたった。日ごろから地域活動の活発な地域では自主的な避難所運営が行われていたが、職員が長期間、関与せざるを得ない避難所もあった。ふだんの地域活動や共助の

大切さを痛感した。地震後、住民らでつくる協議会を各地区に設け、行政とともに復興に取り組む体制を進めた。ふだんは公園だが、災害時は避難所となる避難地も協議会の提案を受けて整備したと話しています。災害に強いまちづくりは行政だけではできません。災害に備えるためには住民を巻き込んで住民の力を活用して、住民と一緒にあって作り上げていく必要があると思います。

斑鳩町各地域の自主防災組織が連携した組織づくり、王寺町や平群町では組織されている防災士ネットワークづくりなど地域で助け合う仕組みづくりで共助を生かす体制づくりが急がれると思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 共助をいかす体制づくりに関するご質問でございます。

質問者もおっしゃいますように、災害に強いまちづくりは行政だけでできるものではないです。現在、本町におきましては、30団体の自主防災組織が組織され、必要な防災資機材の購入のほか、防災訓練、学習会等に取り組んでおられ、地域で助け合う仕組みづくりが進められております。質問者がおっしゃいましたように、現在、自主防災組織が連携した組織づくりはされておきませんが、法隆寺における避難誘導訓練などの訓練を通じて、複数の自主防災組織の方々に集まっていただく機会がございます。

また、この訓練にはNPO法人奈良県防災士会をはじめ、関係民間企業、奈良県そして消防団など多くの関係者が集まる機会となっております。

町といたしましては、今後、こうした自主防災組織の方々が集まっていただく場において意見交換の機会を設けるなど、自主防災組織間の連携を深めるとともに、さらなる自主防災組織の設立とその活動の支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

続きまして、二つ目の質問です。避難所体制についてお尋ねします。

指定緊急避難所は公民館など公共施設を指定されています。コロナ禍で3密を避けるためには地域にある集会所に備品を備え、主避難所として指定することや工場など民間施設などと協定を締結して、備蓄品を備えて避難所に指定するなど、避難所を増やす対策が必要だと思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 避難所の対策に関するご質問でございます。

本町におきましては、災害対策基本法で定められている基準に即し、現在、斑鳩町地

域防災計画において20か所の指定緊急避難場所兼指定避難所を指定しております。

また、避難生活が長期化する場合において、一般の避難所では避難生活が難しい要介護者等の配慮が必要な方への対応については、バリアフリーなど環境が整っている福祉避難所として利用できるよう、平成31年3月に災害時発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を2つの民間福祉施設と締結いたしました。

民間事業者等との避難所等施設利用に関しましては、町の要請に基づき店舗敷地内の駐車場を一時的な避難場所として提供いただけるよう、平成18年7月にイオン株式会社と、令和2年10月に上新電機株式会社と協定を締結しているほか、平成25年12月に法隆寺との間で住民及び帰宅困難となった観光客の避難場所及び避難所としての施設利用についての協定を締結しております。

さらには、風水害時における浸水想定区域外の場所など危険性が低いと判断される場合や必要な備蓄品を提供する中、自治会が自らの費用で自主的に運営されるなどの一定の要件のもと、自治会が管理されている施設について、自治会の会員等のために開設する地域避難所について、本年4月1日に神南自治会と地域避難所の開設及び運営に関する協定を締結させていただいたところでございます。

今後も、町といたしましては地域の方々との連携のもと、民間事業者等のご協力も得ながら、避難施設の確保に引き続き努めるとともに、災害時に適時適切に避難行動をとっていただけるよう出前講座や研修会、訓練を通じて防災意識の普及等に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

三つ目の質問をさせていただきます。居住地域への想定浸水深の洪水標識の設置や避難所誘導標識の設置についてお尋ねします。

ハザードマップには浸水想定区域が示されています。居住地域に想定浸水深の洪水標識の設置や避難所誘導標識を設置することで、日ごろから生活する地域で水害の危険を実感でき、水防災への意識を高めることができると思います。

また、災害発生時は命を守るため主体的な避難行動を促すことで被害を最小限にとどめる効果があると思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 居住地域への想定浸水深の洪水標識等の設置に関するご質問でございます。水害に対する住民の防災意識を高めることは、大変重要であることから、

本町では防災ハザードマップを作成し全世帯へ配布するなど、水害時の浸水状況や避難方法などの周知に努めているところでございます。

避難とは難を避けることであり、日ごろからお住まいの場所がこういった場所であるのかをハザードマップでご確認いただき、危険な場所であるならば立ち退きをし、避難をしていただく必要があり、避難所や安全な親戚、知人宅などに避難し危険な場所から逃げることに、安全な場所へ移動することが原則でございます。お住まいの場所が浸水区域内ではない、浸水深が浅いなど危険な場所でないなどの場合には、屋内安全確保として自宅の2階などに避難することも検討ができます。

まずは防災ハザードマップをぜひご確認いただき、ご自分のお住まいの場所がこういった場所にあるのかを知っていただき、いざというときにはどう行動するのか、普段から決めておくことが重要でございます。自らの命は自ら守る意識を持ち、自宅の災害リスクと、とるべき行動を確認していただきますよう、よろしくお願いいたします。

ご質問の想定浸水深の表示につきましては、住民が日々の生活の中で水害の危険性を認識できる目安があると考えております。現在、国のモデル事業として平成25年1月に目安地区に2か所設置されておりますが、今後、他の自治体の設置状況や表示事例などを研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。日ごろから水防災への意識を高めるため、想定浸水深などの標識を、学校などの公共施設や人目のつきやすいところに設置していただくよう強く要望します。

四つ目の質問です。災害時の車中泊の対応についてお尋ねします。5年前に発生した熊本地震では、避難所に入れず7割の方が車中泊を経験されたと報道されています。車中泊は、エコノミー症候群発生の恐れ、車の排気溝が草むらや植木に近づいて、車内への排気ガスが充満し一酸化炭素中毒を起こす恐れ、または、時期により熱中症の危険もあります。しかし、コロナ禍であります避難所は3密を避けるため、ペットとの同居、プライバシーを守るため貴重品を避難所に置けない、スマホの充電ができる、ラジオが聞ける、エアコンが使える、子どもの泣き声が心配などの理由で、避難所として車中泊を望む住民も増えると予想されます。夏はテント避難も考えられますが、寒い時期は野外でテントでの避難生活は厳しいと思います。車中泊のため一定のルールをつくり、公共施設の駐車場など大規模駐車場などを利用して、車中泊対応も検討すべきだと思いますが、どのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 災害時の車中泊対応に関するご質問でございます。本町では屋外避難にあたりましては、避難者数の把握、救援物資の提供、そしてエコノミークラス症候群等の体制整備等について課題があると認識しているところでございます。

車中泊につきましては、乳幼児やペットとの同伴、また、新型コロナウイルス感染予防対策として、屋外の車中泊による避難を検討される方もおられるかもしれませんが、熊本地震では、エコノミー症候群による死亡事例や、令和元年の台風19号では、避難中に車内で多くの方がお亡くなりになりました。車中泊の避難を制限するものではございませんが、特に避難が長時間、長期間となる場合や、安全が確保できないような場所での車中避難については避けていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

今後、車中泊の避難を検討される方が増えることが予想されることから、先進地事例も参考にしながら研究を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。必ずやってくる大災害から住民を守るため、早く研究検討して住民と一緒に前に進めるよう要望して、ひとつ目の質問を終わります。

二つ目の質問をさせていただきます。国指定史跡である中宮寺跡の有効利用についてお尋ねします。中宮寺跡は国の史跡であるため、利用や活用についてはいろいろな制約があると思いますが、斑鳩町住民にとって大変大きな財産です。史跡中宮寺跡に斑鳩三塔、斑鳩二塔の見える場所があり、斑鳩の風情が感じられます。斑鳩町のビュースポットとして後世に残したいと思っております風景です。

また、春には桜やレンゲを楽しめる場所、秋にはコスモスを楽しめる場所、また、シーズンを問わずに町民が訪れて楽しめる場所、広場として子どもが遊べる場所、ウォーキングやランニングできる場所、避難所として活用できる場所など四季を通じて町民が有効に活用できる方策はないかと思えます。

ひとつ目の質問です。中宮寺跡の発掘調査や整備は終了しているのか、今後、発掘調査が続くものかどうか、状況をお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 史跡指定地内における発掘調査につきましては、古くは昭和38年度と昭和47年度に奈良国立博物館により発掘調査が行われ、また、昭和57年度から平成16年度にかけては、本町と奈良県立橿原考古学研究所による遺跡範囲確認

目的の調査を行い、その後、史跡整備に伴います発掘調査を平成20年度から平成22年度にかけて実施するなど、これまでに計14回の発掘調査を実施しております。

また、史跡中宮寺跡整備工事につきましては、平成25年度より着手し、平成29年度末に完了いたしまして、平成30年5月1日より供用を開始したところでございます。

その史跡整備事業におきまして、史跡指定地内にごさいました農業用の道路が通行できなくなったため、その代替の道路を史跡地の北側につけ替えることとなりまして、道路建設工事に先立ち、平成30年3月に発掘調査を実施いたしましたところ、中宮寺跡に関わる重要な遺構と思われる東西方向の柱列、柱の列が見つかりました。このため、これらの中宮寺跡に係る遺構の広がりを確認するため、国庫補助事業による遺跡範囲確認のための学術調査として平成30年度より発掘調査を開始し、4年目となります今年度も調査を行う予定としております。

今後の発掘調査の予定につきましては、調査成果の状況にもよりますが、調査を開始して5年となります、令和4年度での終了を目指して、現在すすめているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

では、二つ目の質問をさせていただきます。駐車スペースの確保について、お尋ねします。春になると中宮寺跡周辺はレンゲが咲き、そのときは1か月余り中宮寺史跡公園臨時駐車場として自動車の駐車スペースが開放されます。秋のコスモスフェスタの時期も自動車の駐車スペースとして限定的に開放されています。また、いかるがマルシェ開催時期も限定的に駐車スペースがあります。

中宮寺跡史跡を住民の憩いの場所として有効活用するため、1年を通じて利用できる車の駐車スペースの確保について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 中宮寺跡の史跡整備計画を作成する段階におきまして、中宮寺跡への来訪につきましては法隆寺、法輪寺、法起寺など聖徳太子ゆかりの寺院も歩いて周遊いただくことを基本とし、駐車場を設けない方針のもと整備をいたしました。

しかしながら、整備後におきまして恒常的な駐車場の設置を望むご意見をいただいているところでございます。

町といたしましても、史跡中宮寺跡の利用を促進するため駐車場の必要性を認識しており、その候補地といたしまして史跡整備事業地の北側辺りが適切でないかと考えて

いるところで、先ほどもご説明をさせていただきましたとおり、このエリアの発掘調査を現在進めておりまして、中宮寺跡にかかる遺構の広がりやその性格等について調査を行っている状況でございます。

今後、現在、行っております調査の結果につきまして、有識者のご意見もいただきながら国や奈良県の関係機関とも協議を行い、中宮寺跡に関連する重要な遺構ではなく、史跡の追加指定とならない土地と考えられることとなりましたら、町におきまして駐車場整備計画について検討を行ってまいりたいとそのように考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。ぜひ、有効活用のため駐車場のスペースの確保をよろしくお願いします。

3点目です。中宮寺跡地に桜が何本か植えられています。有効活用のため、地域を区切り桜を植え、将来の斑鳩町の桜の名所として有効活用できないか、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 文化財保護法では、史跡とは遺跡の中で我が国にとって歴史上また学術上、価値の高いものと意義づけ、中宮寺跡はこの史跡に指定をされているところでございます。このため、史跡中宮寺跡を適切に保存し、将来の世代に継承していくことが聖徳太子ゆかりの町である本町の責務と考え、これまで国及び県の補助を受けながら史跡地の取得や史跡整備を進めてきたところでございます。

一方、平成31年4月の文化財保護法の改正では、これまでの文化財の保存に加え活用することが盛り込まれ、それらのバランスを図ることが求められております。

本町におきましても、中宮寺跡の歴史学習の場としての活用はもちろんでございますが、中宮寺跡に関心を持っていただく機会づくりとして、ボランティアの方々の協力を得ながら、県道沿いのエリアにおいてコスモスやレンゲ等の花の植栽に取り組み、多くの方々にご来訪いただいているところでございます。

現在、史跡地内に3本の山桜があることから、桜の名所として有効利用する考えについてのご質問でございます。桜の名所とするためには、桜をある程度の本数、植栽する必要があるかと思われ、そうした際の桜の根の成長による地下の遺構への影響、また、花見シーズンの周辺地域に与える影響、害虫の発生などの問題、課題が想定されるところでございます。また、手続き上の問題課題として、これ以上、桜を増やそうといたしますと国、県等と協議を行いながら史跡中宮寺跡の保存や活動の考え方、具体的な取り

組み内容を位置づけ、保存や活用を進めていくための指針となる史跡中宮寺跡の保存活用計画の策定が必要となってまいります。

さらには、当初の用途から変更することから、文化財保護法や史跡地の購入について国庫補助事業により買上げを行ったことによります補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律などの法令との調整を図る必要も出てまいります。

このように実際、桜を植栽した場合、あるいはそれ以前の手続上にも問題、課題が多く、史跡地内に桜を植栽し、増やしていくのは非常に難しいと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。中宮寺跡は史跡であるため、桜の植樹は難しいとは思いますが、例えば、中宮寺跡史跡の隣接地などをご検討いただければありがたいと思いますので、要望させていただきます。

また、史跡中宮寺跡にある斑鳩三塔、斑鳩二塔が見える場所がありますが、現在、ベンチがあり休憩所となっています。建物が建つと、斑鳩らしい風景が消滅してしまうことも考えられます。この風景を次世代に残せないか、検討していただくことを強く要望しまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

10時まで、休憩します。

（ 午前 9時39分 休憩 ）

（ 午前10時00分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開します。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

1点目は、パートナーシップ制度についてです。パートナーシップ制度とは、地方自治体が戸籍上、同性であるカップル、またはさまざまな事情により婚姻をすることができない事実婚のカップル、あるいは婚姻という形を選ばないカップルに対して2人のパートナーシップが婚姻と同等であると証明する制度です。この制度は法律で定められたものではなく、自治体が条例や要綱で定める制度であり、したがって法的拘束力はありません。その自治体のみで効力を発揮する地域限定のものです。同性パートナーなどは

婚姻関係にある夫婦と同様に生活を共にしていても、入院先の病院での面会ができなかったり手術の同意や説明、意思決定などができない、住宅ローンや賃貸住宅などを利用できないなどの不利益を被っています。それを地方自治体が婚姻と同等であると認めることにより、公営住宅への入居や病院で家族としての扱いを受けられたりと法律婚に近い権利や待遇を受けられるようになります。

近年、LGBTなどセクシャルマイノリティの方々に対する理解が広がり、世界の国々では同性婚が認められるなど多様性を認め合う社会への構築が進んできています。しかし、残念ながら日本では同性婚を認めるどころか、今国会で成立が望まれているセクシャルマイノリティに対する国民の理解促進を促すLGBT差別解消法案の成立も危ぶまれている状況です。しかし、そうした一方で、札幌地裁が同性婚を認めないのは違憲だという判決を下すなど、司法の場で画期的な変化が始まっています。国の動きが遅いのであれば、自治体がそれに代わる制度を導入し、そうした社会の構築を進めていくべきではないでしょうか。そうした立場から、既にパートナーシップ制度を導入している自治体があり、年々、大きく広がっています。インターネットで調べたところ、パートナーシップ制度導入自治体は2021年、今年の4月26日現在で104に上ります。奈良県内でも奈良市、生駒市、天理市、大和郡山市でこの制度が導入されています。

ぜひ、斑鳩町でも導入すべきだと考えますが、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 関口住民課長。

○住民課長（関口修君） パートナーシップ制度の導入についての町の見解についてのご質問でございます。パートナーシップ制度は性的マイノリティの方がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、市町村長が認証する制度であり、他自治体で導入されています。

しかしながら、パートナーシップ制度は一部の自治体間で相互利用を行ってはいませんが、自治体間での情報共有が行われていないため重複してほかの人ともパートナーシップを宣誓できる可能性もございます。また、国が定めた法律ではないため婚姻制度とは異なり2人の関係を法的に保護するものではなく、相続などの法律上の効果もありません。さらに、パートナーシップ制度の効力は、一部民間サービスでの適用がありますが、原則、当該自治体のみ地域限定であり、十分とはいえないため、やはり本来は国が法整備を進めていくべきではないかというふうに考えます。

本町におきましても、性の多様性についてあらゆる人が自分らしく生きることのできる社会を実現していくことが大切であると認識しておりますが、何よりも大切なのは性

的マイノリティの方々への理解を深め、不安を抱えておられる現状を解決していくことだと考えております。このことから、これまでも性的マイノリティの方のことについて、人権セミナーのテーマとして取り上げてまいりましたが、引き続き、国の動向を見守りながら、性的マイノリティへの理解を深めるための周知啓発や研修を行ってまいります。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この質問については、およそ1年前に同僚の濱議員がされていまして、そのときの答弁と変わってないというふうに思うんですね。必要性について、理解を求めていくことについては認識をされているということですが、このパートナーシップ制度を導入するという姿勢を示すことこそ、その理解を求めていくことになるんじゃないでしょうか。当事者たちに寄り添う、こうした姿勢を町が見せるということが最も私は必要だというふうに思うのですが、これについては、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） パートナーシップ制度の導入についてということでございます。

このパートナーシップ制度はですね、当事者の方がお互いに人生のパートナーということを宣言されて、公に証明ができるものでございます。先ほど、課長のほうからも答弁がございましたように、この制度の安定性また効果的な運用に向けてですね、解決すべき課題があるということ認識しております。

このようなことから、国の動向等も見守りながら、町といたしましては、この性的マイノリティの方の悩みや不安といったものを解消していく、そのためにも、引き続き、性的マイノリティの理解を深める周知啓発や研修等を行ってまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ちょっと今の答弁を聞くと非常に消極的だなと思わざるを得ないですね。冒頭にも申しあげましたように、国のほうの動きが非常に遅いんですね。そうした中で、実際に不利益を被っている方々がいらっしやって、これをつくったからといって、必ずそれを利用しないといけないというわけではありません。そういうものを利用したいと思われる方に利用していただけるようにすることで、町にとって何か実害があるのかというと、そうではないと思うんですけど。課長、お尋ねしますけども、この制度を導入することによって、何か町は不利益を受けるんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 関口住民課長。

○住民課長（関口修君） 直接的に町が不利益を受けるということはございませんが、先に申しあげましたとおり、まだ他の自治体の状況とか、連携であるとか、そういうようなところが課題であるということもありますので、そこら辺を今後、国の動向を見守りながらということ考えているところです。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ほかの自治体でもすでにどんどん導入していったという状況なんです。私、奈良県下では4つの市を先ほど、紹介しましたが、ぜひ町としてはですね、斑鳩町が一番乗りで声を上げていただきたいというふうに思っているんです。やはりこうした多様性を認め合っていく社会を構築していくというのは、一朝一夕でできるものではありません。町がやはり先頭に立って姿勢を示していくということが何よりも理解を求めるといことになりますので、今回、繰り返しの答弁にしかありませんでしたけども、ぜひ、前向きに検討していただきたいというふうに思うんです。国の動向を待ってるんじゃなくて、ほかの自治体では国に先駆けてやっていますので、ぜひ、斑鳩町で実施していただきますように強くお願いをしておきます。これについては、また改めて質問しますので、ぜひ前向きな検討をお願いしておきたいと思います。

そうしましたら、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目については、GIGAスクール構想におけるタブレット端末の取扱いについてということであげさせていただいております。昨年度より、国のGIGAスクール構想に基づいて、当町でも児童生徒1人につき1台のタブレットが導入され、本格的な使用に向け準備が進められていっています。そんな中、タブレット端末を使用するにあたり、タブレット活用にあたってのルールを定めたプリントが学校から保護者に配布され、同意書の提出が求められています。ただ、これに対して同意できないという家庭があるとお聞きしています。私も、そのプリントがここにあります、これを見せていただいて、その文言に引っかかる部分があり、この間、教育委員会に対して、いくつか問題提起をさせていただいてきました。また、先日の総務常任委員会でも、いくつかの点について質問をさせていただきましたが、答弁を聞いても納得がいかなかった点がありましたので、今回、改めて一般質問で取り上げさせていただきました。

それでは、いくつかの点について、お尋ねしていきたいというふうに思いますが、まず私が一番最初に引っかかっている部分について、お尋ねをいたします。先ほど、紹介しましたタブレット活用にあたってのルールというような項目がいくつかあるんですが、

その10番目の項目に、使用の制限という項目があります。その中に、「不注意、故意により破損した場合は、保護者負担となります」というふうに書かれています。この中で、故意により破損した場合は、保護者負担になりますよというのわかるんですが、不注意により破損した場合も保護者負担ですというふうに書かれていることについて、ちょっと待てよ、という思いが生じました。一口に不注意といってもいろいろなケースがあります。子どもが普通に使っていて手を滑らせて落としてしまったり、または他人とぶつかるなど予期せぬ事故、アクシデントで破損させてしまった場合、これも不注意だと言われれば不注意になると言えなくもありません。そうした場合でも、このルールでは、保護者の負担になりますとはっきり書かれています。ですので、これを読んだ保護者は疑問や不安を持たれた方が多いのではないかというふうに思います。

まず、この点について、保護者から疑問の声は上がっていないのか、また、不注意により破損した場合の対応について、教育委員会はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 本町におきましては、昨年度までに整備をいたしました児童生徒1人に1台のタブレット型パソコンの整備を完了いたしまして、これらICT機器を活用した学習活動への展開を図ってまいりたいと考えており、町立の各小・中学校におきましては、4月末から各家庭への端末の持ち帰りを始めたところでございます。

タブレット端末のご家庭での使用にあたってのルールの中では、不注意、故意により破損した場合は保護者負担となりますとしておりますが、教育委員会といたしましては原因者負担が基本と考えております。民法では、「故意または過失によって他人の権利、または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」とされておりまして、たとえ不注意でありましても損害を賠償する責任を負うこととなるものと考えられます。ただし、一口に不注意といいましても、容易に避けることができた損害、全く予想できなかった損害、さまざまな事例があると思いますので、個別事案につきまして精査させていただく必要があると、そのように考えているところでございます。なお、このことにつきましては、保護者の皆様から、故障の際の保護者の補償の考え方に分かりにくい点がある、また、疑問がある、また、事例を示してほしいなどといったご意見をいただいたところでございますが、電話や家庭訪問等により内容の補足説明を行ったところでございます。現在のところ、保護者に負担を求めるような事例は生じておらず、行政と保護者の負担の範囲について基準を示すことが難しいと

ころではございますが、今後、ケースデータを蓄積し、その考え方について整理をしながら保護者の皆様に情報共有について、その方法を含め、検討させていただくことも必要であるというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 一律、不注意だからといって保護者に負担を求めるというものではないという答弁だったというふうに思うんですが、やはり次長のほうで説明もしていただいたように、保護者も不安の思いを持っているということで、できるだけ早くやはりそうした考え方については、保護者の皆さんに周知をしていただく必要があるというふうに思います。どういう形でするのかも含めて検討するとおっしゃっていましたが、時期的にだいたい、いつぐらいで考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 1学期中を目途に示してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。だいたい、ではそれくらいを目途ということで。また担当の常任委員会にきちっと報告をいただきたいというふうに思っております。

そうしましたら2点目の質問に移らせていただきます。

2点目については同意書ですね。今回のタブレットの使用にあたって、学校から配られたタブレット活用にあたってのルールを確認し、借用した機器を丁寧に取り扱い、すべての事項を遵守し適正に使用いたしますという確認事項にチェックをして、保護者と子どもの氏名を記入した同意書の提出が求められています。先日の総務常任委員会で、この同意書の意図についてお尋ねをしましたが、改めて、この同意書をどのような目的でとっているのか、提出を求めているのか、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 先ほどのご答弁にもございましたように、町立の各小・中学校におきまして、4月末から各家庭への端末の持ち帰りを始めたところでございます。これに先立ちまして、タブレット活用にあたってのルールといたしまして、使用目的や使い方、健康への配慮事項、インターネット接続の注意事項、故障や紛失等における取扱いなどについて定め、児童生徒及びその保護者の皆様に対しまして、その内容のご確認をお願いするとともに、学習活動においてインターネットに接続することのご了解を得るため、タブレット端末の貸与取扱い同意確認書のご提出をお願いしたものでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 確認のためだということで今、答弁をいただきましたけども、これを見させていただいて心配するのは、先ほどの不注意云々の話にも関わってくるんですけども、この同意書を提出することにより、あなたはこの不注意の場合は保護者負担となりますよということに同意しましたねという、そういう何ていうんですかね、言質を取るといえるか、そういう証拠に使われるのではないかというふうに、保護者は心配すると思うんですけど、その点については、どういうふうに考えておられるんでしょうか。できたら、教育長のほうでお願いします。

○議長（伴吉晴君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 今の議員のご質問に対してお答えしたいと思うんですが、そのことをもって直ちに弁償しなさいというようなことは考えておりません。ですから、同意書を出さなかったからどうこうという問題を先に提示して、弁償してくださいというようなことはいたしません。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 実際には取っておられるんですけども、この同意書ですね、必ずないといけないものなのかという点ではどうでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 同意確認書の提出にあたりましては、故障の際の保護者の補償の考え方にわかりにくい点や疑問がある、また、何かあったときに不安なので持ち帰らせたくないというご意見は確かにいただいております。先ほど、次長のほうで答弁させていただきましたように、こういった多くのケースにおきましては、電話や家庭訪問によって内容補足説明をさせていただいて、ご理解を得たところでございます。数件については、同意確認書の提出をいただけなかった事例もございます。そのときは、ご家庭の端末をご利用になられたと。これは学校のほうから使ってくださいではなくて、保護者のほうから自宅の端末機を使わせてもらいたいという話があって、そうさせていただきました。このたび、同意書の提出がないことで子どもに不利益が及ぶことがあってはならないというご質問でございますけども、教育委員会といたしましては、同意書の提出がないことと、端末の持ち帰りとは当然連動している内容ではございますけども、必ずしも直結しているものではないと考えております。同意書が提出されないからお持ち帰りいただけないのではなくて、同意をいただけない点を保護者の方としっかりお話をしてお聞きいただき、最終的にその内容によってはお持ち帰りいただけないというこ

ともあり得るというものでございます。

例えば、故障した場合に、どんな状況でもあっても補償に応じることができない、また、借りたパソコンを家庭で使わせたくない、そういった公平性を欠いたり個人の主義主張であったりする事例については難しいのではないかなど、そのように考えているところでございます。

こうした場合には、各ご家庭のパソコンをご活用いただくなどのご協力を求めてまいりたいと考えています。

ただし、今のところは最終的に保護者の理解を得るのが難しいといえる事案はお聞きしていないところではありますけども、今回の同意確認書の提出にあたりまして、保護者の皆様への説明が不十分であったとされる部分につきましては、反省したいとそのように思っております。それぞれの保護者の皆様方からのご相談には丁寧に対応してまいりたいと考えております。引き続き、子どもたちの学びの保証のため、理解を求めるよう努めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 先日、総務常任委員会の中で議論をさせていただいたときには、同意書がある、ないことだけの議論になってしまっていましたけども、実際には理解いただけないようなそういう声は出ていないということで、直ちにという言い方をしはりましたけども、同意書がないからといって子どもが不利益を受けるというような対応は町としては、教育委員会としては考えていないということで理解をしたいというふうに思います。で、先ほど、教育長のほうで、持ち帰るんじゃなくて家にあるやつを使いたいということで、それはその家庭が希望すれば、どちらかを選んでいただけるというように対応するというので理解してよろしいでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 議員、お述べのように、もともと全てのお子さんに強制的に学校で用意したタブレットを持って帰ってもらうという趣旨のものではございません。ただ、学校であるものを使っていただくと、学校でも使用しますので便利であると、使いこなすという意味で、それから家庭の環境を知らせてもらいたい、それからもうひとつは保護者の方が使用されるパソコンも、お子さんが使うとなったときに保護者の方が不便を生じることになるんじゃないのかと、総合的に考えまして持って帰ってもらうと。ただ、議員が最後におっしゃっていただきましたように、このパソコンに関しましては、必ずしも学校で用意した1人1台のパソコンをご家庭で使ってもらわなくてはならない

というものではございません。保護者の方のご意思によって家庭のパソコンを使っただけで、いわゆる家庭のパソコンと学校のパソコンを有効的に使っていただけて子どもの学びの保障を確実なものにしてまいりたいと、それが本意でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もう一点だけ確認しますが、学校で配布しているパソコンに入っているソフトとかがですね、自宅にあるそうしたパソコンで対応できるのか、同じ内容で使えるのかどうか、その点だけ確認させてもらえますか。

○議長（伴吉晴君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） これから子どもたちが学ぶであろう学習の内容でありましたり、それから、これから教科書もデジタル教科書等々になってくると思います。今現在、確かなことは言えないんですけども、多くの場合はクラウドに、そちらのほうは全て入りますので、ですから子どもが学校で使ったデータ内容を家に持ち帰るというものではなくて全てクラウドに入りますので、家庭のパソコンとグーグルを通しまして自由に使えるということですので、子どもの学びには不利益を生じることはないと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 一連の答弁をお聞きして安心をいたしましたので。今後も、先ほど申しあげました保護者に対する周知を早くしていただきたいということと、やはり今回、初めてこうして1人1台パソコンが配布されて、そうした教育が進んでいく中で、保護者も非常に不安な思いを抱えていると思いますので、それに対しては丁寧に対応していただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問は以上で終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

7日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れさまでした。

（午前10時24分 延会）